

地域密着型通所介護(予防専門型通所サービス)

リハビリフィットネス守山 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 ThinkBodyJapan が開設するリハビリフィットネス守山（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 リハビリフィットネス守山

所在地 〒463-0095 愛知県名古屋市守山区高島町 45 番地 ハイグレージュ M1F

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

③ 看護職員 (以下に記載)

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

④ 介護職員 (以下に記載)

介護職員は、入浴、排泄、食事の介助、機能訓練の補助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

⑤ 機能訓練指導員 (以下に記載)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導等を行う。

看護職員 1名以上

介護職員 2名以上

機能訓練指導員 1名以上

従業者は、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。祝日営業とする。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

③ サービス提供時間

9時30分から16時40分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

1単位目 18名(地域密着)

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ①健康状態の確認
- ②日常生活動作の機能訓練
- ③アクティビティ・介護予防
- ④送迎
- ⑤日常生活における相談及び助言
- ⑥食事の提供
- ⑦入浴
- ⑧おやつ提供
- ⑨その他日常生活上の援助

(利用料)

第8条

1 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。予防専門型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

① 食費

昼食代：630円、 おやつ代：100円、 プロテイン代：200円

② おむつ代

紙おむつ、リハビリパンツ、パットの費用については実費を徴収する。

③ 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用(第9条参照)

通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1kmあたり25円

④ 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った事業の費用は、30分あたり1000円を徴収する。

⑤ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

⑥ その他の物品で利用者の同意のもと必要となる費用においては、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する(課税対象)。

※ ②⑤⑥の購入可能な物品においては別紙にて掲示することとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市守山区の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業の提供を受ける際に次の事項に留意するものとする。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。緊急性が高い場合は緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を年 2 回定期的に行う。

(衛生管理等)

第 13 条

1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第 14 条

1 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

(苦情処理)

第 15 条

1 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、提供した事業に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条

1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定

期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

②虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための定期的な研修の実施

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体的拘束等に関わる事項)

第 18 条

1 従業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

(従業者の就業環境に関わる事項)

第 19 条 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条

1 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年6回以上

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 Think Body Japan と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日に改定する。